

しずおか食の仕事人登録制度実施要領

（目的）

第1 多彩で高品質な県産農林水産物を活用した地域活動等に取り組む意欲のある料理人又は菓子職人を「しずおか食の仕事人」（以下、「食の仕事人」という。）として登録し、食を通じた課題解決等の活動を促進することで、地域の魅力と県産農林水産物の付加価値の向上を図る。

（「食の仕事人」の活動内容）

第2 「食の仕事人」は、技術や経験を生かし、食を通じた次のいずれかの活動を行い、地域課題の解決に取り組むものとする。

- （1）新商品開発に向けた活動
- （2）ガストロノミーツーリズムの推進に向けた活動
- （3）フードロスの削減に向けた活動
- （4）食育の推進に向けた活動
- （5）次世代の担い手を育成する活動
- （6）その他地域課題の解決に取り組む活動

（登録要件）

第3 「食の仕事人」は、以下の（1）から（5）の要件をすべて満たす者又は2に該当する者とする。

- （1）一般客又は宿泊客に対し、店舗等で料理や菓子を提供しており、その経験が5年以上の料理人又は菓子職人
 - （2）県産農林水産物をメインにした季節感あふれる料理等を年間5品以上提供し、その食材が県産農林水産物であることをメニューなどで紹介している者
 - （3）県産農林水産物の魅力を情報発信している者
 - （4）食を通じた地域課題の解決に取り組んだ実績がある者
 - （5）行政等と連携して活動をする意欲がある者
- 2 「ふじのくに食の都づくり仕事人」の受賞歴があり、行政等と連携して活動をする意欲がある者

（登録期間）

第4 登録の有効期間は、登録を受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、登録期間満了後の再登録もできるものとする。

(登録手続き)

第5 「食の仕事人」の登録を希望する者は、次の書類を県に提出するものとする。なお、ふじのくに電子申請サービスにおける「しずおか食の仕事人登録申請」による場合は書類の提出に代えることができる。

- (1) 登録申請書(様式1)
- (2) 概要調書(様式2)
- (3) 情報利用承諾書(様式3)

(登録証書の交付)

第6 県は、第5に基づき提出された書類の内容を審査し、第3の登録要件を満たす者を「食の仕事人」として登録し、登録証書を交付するものとする。

(登録の取り消し)

第7 「食の仕事人」が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は「食の仕事人」の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3の登録要件を満たさなくなったとき
 - (2) 「食の仕事人」登録に係る申請内容に虚偽があったとき
 - (3) その他登録を継続することが適当でないと認められたとき
- 2 「食の仕事人」は、登録を継続することができなくなった場合は、速やかに登録証書を付して登録辞退届(様式4)を県に提出するものとする。
- 3 県は、登録辞退届の提出があったときは、登録を取り消すものとする。
- 4 県は、登録を取り消したときは、その旨を取り消した者に通知するものとする。

(登録情報の変更)

第8 「食の仕事人」は、申請時の登録情報に変更が生じたときは、登録変更申請書(様式1)を県に提出するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月13日から施行する。